

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた被保険者等に係る新潟県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（令和2年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月20日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第2条第1号中「令和3年度分の保険料にあつては、令和2年1月1日から同年12月31日まで、令和元年度相当分及び令和2年度相当分の保険料にあつては、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで」を「令和4年度分の保険料にあつては、令和3年1月1日から同年12月31日まで、令和3年度相当分の保険料にあつては、令和2年1月1日から同年12月31日まで」に改める。

第4条中「令和3年度分の保険料並びに令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和元年度相当分及び令和2年度相当分の保険料であつて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」を「令和4年度分の保険料及び令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の保険料であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」に改める。

第5条第1項中「令和3年度分の保険料並びに令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和元年度相当分及び令和2年度相当分の保険料であつて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」を「令和4年度分の保険料及び令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の保険料であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」に改める。

第6条中「令和4年」を「令和5年」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた被保険者等に係る新潟県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前年 <u>令和4年度分</u>の保険料にあつては、<u>令和3年1月1日から同年12月31日まで</u>、<u>令和3年度相当分</u>の保険料にあつては、<u>令和2年1月1日から同年12月31日まで</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(徴収猶予措置)</p> <p>第4条 徴収猶予の対象となる保険料は、<u>令和4年度分</u>の保険料及び<u>令和3年度末</u>に資格を取得したこと等により<u>令和4年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和3年度相当分</u>の保険料であつて、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもののうち、広域連合長が徴収猶予を必要と認める6か月以内の期間において、納付することができないと認められる金額を限度として定めるものとする。</p> <p>(減免措置)</p> <p>第5条 減免の対象となる保険料は、<u>令和4年度分</u>の保険料及び<u>令和3年度末</u>に資格を取得したこと等により<u>令和4年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和3年度相当分</u>の保険料であつて、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもののうち、広域連合長が減免を必要と認めるものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(徴収猶予又は減免の申請)</p> <p>第6条 保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、第3条各号のいずれかに該当することを証明する書類及び徴収猶予又は減免の決定に必要な所得若しくは収入を証明する書類を添付して申請書を<u>令和5年3月31日</u>までに広域連合長に提出しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前年 <u>令和3年度分</u>の保険料にあつては、<u>令和2年1月1日から同年12月31日まで</u>、<u>令和元年度相当分及び令和2年度相当分</u>の保険料にあつては、<u>平成31年1月1日から令和元年12月31日まで</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(徴収猶予措置)</p> <p>第4条 徴収猶予の対象となる保険料は、<u>令和3年度分</u>の保険料並びに<u>令和2年度末</u>に資格を取得したこと等により<u>令和3年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和元年度相当分及び令和2年度相当分</u>の保険料であつて、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもののうち、広域連合長が徴収猶予を必要と認める6か月以内の期間において、納付することができないと認められる金額を限度として定めるものとする。</p> <p>(減免措置)</p> <p>第5条 減免の対象となる保険料は、<u>令和3年度分</u>の保険料並びに<u>令和2年度末</u>に資格を取得したこと等により<u>令和3年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和元年度相当分及び令和2年度相当分</u>の保険料であつて、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもののうち、広域連合長が減免を必要と認めるものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(徴収猶予又は減免の申請)</p> <p>第6条 保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、第3条各号のいずれかに該当することを証明する書類及び徴収猶予又は減免の決定に必要な所得若しくは収入を証明する書類を添付して申請書を<u>令和4年3月31日</u>までに広域連合長に提出しなければならない。</p>

新	旧
第7条～第10条（略）	第7条～第10条（略）

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。